

事業概要書

1. 事業件名

品川区コミュニティバス大井ルート運行事業

2. 目的

区内の公共交通網は、鉄道 14 路線 40 駅、路線バス 64 系統運行と利便性の高い環境にある。一方、バス停から距離がある地域や運行本数の少ない地域、道路が狭く大型バスを通せない地域も存在する。このため、区内の交通利便性のさらなる向上を目指し、民間の公共交通網を補完する役割として、コミュニティバスを導入する。

3. コミュニティバスの目標像

- (1) コミュニティバス導入地域における交通利便性の向上
- (2) 地域のつながりやにぎわいの創出（地域振興）
- (3) コミュニティバスを活用したシティプロモーションによる品川区のイメージアップおよびブランド力の向上

4. 基本的事項

本事業は、事業者と区の協定に基づいて、事業者が運行主体となり、一般乗合旅客運送事業によりコミュニティバスの運行を行うものである。なお、協定内容は、簡易型プロポーザル方式により選定された事業者と区が、事業者からの提案内容を踏まえて協議の上、詳細について定めるものとする。

5. 事業内容

- (1) バスの運行業務
- (2) 運賃徴収業務
- (3) 車両の整備点検業務
- (4) 運賃収入や旅客数などの報告業務
- (5) 緊急時の処理業務
- (6) バス停留所標識等の維持管理業務
- (7) その他、品川区コミュニティバスに関する業務

6. 運行ルート

運行ルートは、「品川区コミュニティバス導入計画（令和3年2月策定）」の29ページに示す「候補ルート案②(大井ルート)」を基本とする。

7. 事業期間

- (1) 運行準備期間 事業者決定の日から試行運行開始日(令和3年度末(予定))の前日まで
- (2) 試行運行期間 試行運行開始日から令和8年3月31日(予定)まで(概ね4年間)
- (3) 本格運行期間 令和8年4月1日(予定)以降

8. 事業継続の考え方

(1) 本格運行への移行について

試行運行4年目(令和7年度)に、令和8年度以降の本格運行への移行(本格導入)ならびに路線廃止を選択肢に入れた見直しの実施について、区が判断を行う。判断の評価対象年度は、試行運行3年目(令和6年度)とし、本格導入の判断基準は「収支率50%以上」とする。なお、路線廃止の判断を行った場合は、前項(3)の本格運行期間は事業期間から除かれる。

(2) 本格運行期間中の事業継続について

3年連続で判断基準「収支率50%以上」を満たさない場合には、路線廃止を選択肢に入れた見直しを実施する。

(3) 事業計画の改善について

試行運行期間および本格運行期間中は、定期的に運行実績等を踏まえた事業評価を行い、判断基準「収支率50%以上」を満たす場合は維持・向上に向けた検討を、満たさない場合は改善に向けた検討をそれぞれ実施し、接遇や安全性の向上などの取組みとともに、ダイヤ改正やバス停位置の改良などを含めた改善運行を実施していく。

9. 基本的な運行条件

事業者からの提案にあたって、基本的な運行条件は次のとおりとする。

(1) 路線計画

運行ルートは、前述の5.のとおり、「品川区コミュニティバス導入計画(令和3年2月策定)」の29ページに示す「候補ルート案②(大井ルート)」を基本とする。

ただし、合理的な理由があれば、当計画で示した候補ルートの趣旨(高評価地域への導入)を逸脱しない範囲で、異なる経路の提案を認めるものとする。

(2) 運行計画

① 運行日

・運行日は、毎日を基本とする。ただし、地域の催事等に配慮する。

② 運行時間帯

・運行時間帯は、7時から21時を基本とする。
・ただし、通学路や商店街などにおいて交通規制が存在する場合、その時間帯を除くこととする。また、合理的な理由があれば、朝と夜の時間帯を短縮または延伸する提案を妨げない。

③ 運行間隔

・運行間隔は、原則として20分間隔以下(1時間あたり3本以上)とする。
・ただし、区民の移動実態や実事例などの合理的な理由があれば、時間帯によって運行間隔を変動させた提案を認めるものとする。

④ バス停間隔

・バス停の間隔は、原則として300メートル以内とする。
・ただし、合理的またはやむを得ない理由があれば、300メートルを超える間隔を認めるものとする。

(3) 運賃・料金体系

- ・運賃は、220 円を基本とするが、他運賃(100 円や 150 円など)の提案も可能とする。
- ・子ども運賃や乗継ぎ券、回数券、定期券などの提案も可能とする。
- ・交通系 IC カードの利用を可能とすること。

(4) 車両

- ・運行車両は、小型バス（例：日野自動車のポンチョ）を想定するが、合理的またはやむを得ない理由があれば、ほかの車両の提案を妨げない。
- ・ただし、その場合においても、車いす利用者やベビーカー利用者に配慮した車両とすること。

10. 事業者に対する区の支援

(1) 車両購入補助

バス車両は、事業者が既存の支援制度を活用して購入するものとするが、本事業に必要なバス車両(新車)を購入する経費（車両本体、特別仕様およびデザイン費用等）は、国や東京都その他の団体から受けた補助金相当額を控除した金額に対し、区が全額を補助する。なお、補助金の交付は一括ではなく、試行運行期間 4 年間で分割して行う。

(2) 走行環境の整備およびバス停留所の設置

バスの運行開始前の走行環境の整備およびバス停留所の設置（設計、工事等）については、区が行う。

(3) 運行経費補助

試行運行期間および本格運行期間中の運行経費（人件費、燃料油脂費、車両修繕費、その他運送費、一般管理費等）と収入の差額分については、予算の範囲内で区が補助を行う。詳細については事業者と協議して定めるものとする。